

平成30年度 京都市立西京極中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

[実施予定] 1ヶ月に1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

[構 成 員] 学校長 教頭 指導教諭 教務主任 生徒指導主事 各学年主任 養護教諭
スクールカウンセラー 不登校・教育相談主任

[内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。

- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら組織で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

授業改善

京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。

各学年で指導すべきねらいを明確にし、基礎的・基本的な学習の定着を目指す。「自分にもわかる」「自分にもできる」という自己達成感を持たせるために、生徒一人一人の学習状況を把握し授業を展開していく。また、生徒が落ち着いて学習できる授業における環境作りを行う。そして課題や表現の多様化、興味関心を膨らませるようなアプローチの仕方を研修するために、互いの授業に自由に参観できるような体制を作り、教科会や研修会でさらなる授業改善に取り組む。さらに常に授業の資質向上を目指し、公開授業週間や校内授業研究、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

道徳教育、人権教育の充実

生徒の道徳的実践力を育むため、道徳推進教師、道徳教育主任を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、研究授業週間で道徳の授業を行い、教職員の指導の向上を目指し、生徒の自覚や態度、資質や能力を育む。生徒にコミュニケーションスキルを身につけさせることにより、自分と他人との関係をより強固なものとし、社会集団の中での自己表現、他人理解を深めていく。

児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

各取組行事において、生徒一人一人に役割を与え、それをやりきらせることによって、「自分にもできた」「自分も役に立つことができる」という自己有用感を感じさせ、新たなことに挑戦していく生徒を育成していく。そして自分の役割を認識することにより、集団としての活動を強化し、集団の中の自己と他人関係を認め、他人との協力、関わりを通じて、自分を大切にし、他人を大切にする意識を定着させる。

生徒会活動や学年の活動を通じ、生徒が主体的・自主的に取り組む活動を支援していく。その活動を通じ、集団としての楽しさを体感させ、集団として資質を向上させ、生徒一人ひとりがいじめをゆるさない姿勢を身につけることにより、集団としてのいじめに取り組む姿勢を身につけさせる。

生徒自身による啓発や活動を支援し、生徒が自主的にいじめを解決する姿勢を身につけることを目的とする指導を展開していく。

児童生徒同士の絆作り

行事だけでなく、普段の学級での生活において係の役割や日直の仕事、学級レクレーション、教え合い活動を通して、クラスの中での協力する活動を行い絆を深める。また、行事において体育祭や委員会活動を通して縦割りでの活動を通して、上級生と下級生の絆を深める。部活動においても無意味な上下関係を作らず、良い先輩、良い後輩となるよう、普段の練習や部活動での仕事を部員全員で考えながら活動していく。

(2)いじめの早期発見・積極的認知のための取組

日常の児童生徒に関する情報共有

日常の生徒観察の場において、特に登校時間、休み時間、昼食時間、清掃時間を大切にし、生徒とともに活動することによって、生徒の些細な変化を見逃さず、実態把握に努める。また、学級担任、教科担任、部活動顧問、養護教諭などと常に情報を共有し、速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。

児童生徒に対する定期的な調査

日常の生徒観察に加え6月に校区内小学校共通で実施する生活・学習アンケートやクラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート）を年3回（3年生は2回）といじめアンケート（記名式）を年2回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。

随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、クラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。

上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

各調査の結果をいじめ対策委員会や生徒指導委員会等で協議し、保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として連携し適宜適切な支援・指導を行う。

(3)いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取り組み

基本的な考え方

いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察・関係機関との連携などの適切な措置を講ずる。

いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応
＜いじめ事案に対する組織的な対応の流れ＞

前提となる基本事項

『学校いじめ防止等基本方針』

- ・教職員、生徒、保護者、地域への周知
- ・取組状況を学校評価に位置づけ、点検評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- ・担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- ・臨時の委員会開催時の手順確認・周知

未然防止の取組

- ・学習環境の整備 ・授業改善 ・道徳教育、人権教育の充実 ・生徒同士の絆づくり
- ・生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

**見逃しのない
観察**

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、生徒、保護者、地域、その他からの情報から

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

**手遅れのない
対応**

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討

【事実確認】

- 複数教員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた生徒といじめを行った生徒を個別で聴き取り、事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理し、記録をまとめておく。

心の通った指導

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。[認識の共有化・行動の一元化]

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 被害生徒を見守るとともに、SC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った生徒に対し、再発防止に向けた指導を行う。また、周囲の生徒に対しても、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・連携】

- 担任（担当者）をはじめ、繋がりのある教職員を中心に、即日、関係生徒の家庭訪問を行い、事実確認と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係生徒、保護者が一同に集まり謝罪の場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめ解消」までの継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3カ月止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（回復）
 - ③＊面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。
- インプット等を通じて行われるいじめへの対応

インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。また、「ケータイ教室」を実施し、インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

いじめ解消の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けての取組

いじめの解消の定義は、「心理的・物理的行為がやんでいる状態が3カ月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないこと」である。この定義に基づいて、早急に解決したと判断せず、指導や見守り体制を継続していく必要がある。また、3カ月経過した後も目を配り細やかな声掛けや些細な変化も見逃さない意識を教員が持ち続け再発防止に努める。

（４）教職員の資質向上の取組

内容

- ・前述のように社会通念と法律との間に生じている認識のズレを理解することからいじめの積極的認知に努める。また、日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・教職員の抱え込みを防ぐために、情報を流し続けるような校内体制を構築し、それを集約し対応を協議する組織を作り対応を進めていく。また、定期的に生徒観察の視点検（チェックシートの実施）を行い教職員相互で補完する。
- ・校内研修会でいじめ防止対策やいじめ認知に関する研修を実施する。

実施時期

- ・年2回 4月頃、9月頃実施予定

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか？』と同等、『他の子どもをいじめていないか？』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

5 重大事態への対処

基本的な考え方

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止する。

重大事態が発生した時の対応

- ・教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生歓迎会 ・生徒会目安 BOX 設置 ・学級目標決め 【3年】修学旅行	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・入学式で保護者啓発
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」	・憲法月間の講話 【1年】校外学習	・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有① ・教育相談の実施①	・家庭訪問週間 ・学校運営協議会 ・PTA 総会
6	◇いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」	・生徒総会 【1年】ケータイ教室 【2年】非行防止教室 【3年】薬物乱用防止教室	・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	・休日参観（道徳）
7	◇いじめ対策委員会④ ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・サマースタディ ・学年集会		・三者懇談会 ・夏祭りパトロール

8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」	・生徒会リーダー講習会	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・夏祭りパトロール
9	◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」	・文化祭、体育祭に向けての取組 ・体育祭 【2年】チャレンジ体験		
10	◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会④ 「いじめに特化した出前研修の実施」	・文化祭	・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有②	・学校評価の実施 ・道徳公開授業 ・学校運営協議会 or 学校評議会②
11	◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の三機能を生かす）」	・小中児童生徒会交流会 ・小中部活動体験	・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有② ・教育相談の実施②（3年進路相談）	・進路保護者会 ・入学説明会
12	◇いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	・人権学習 ・人権標語の作成と発表 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・小中連携授業参観① ・学年集会		・三者懇談会

1	◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・小中連携授業参観② ・小中連携の情報の集約について		・家庭地域教育講座
2	◇いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果から」 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」		・第3回クラスマネジメントシートの実施，学年集約と共有③	・学校評価の実施
3	◇いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 【3年】卒業前校外学習	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	・学校運営協議会 or 学校評議会③